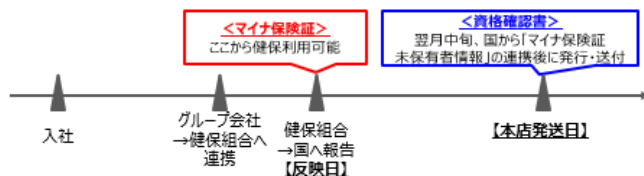


2024年度 マイナ保険証（マイナポータル反映）・「資格確認書」発送スケジュール

グループ会社	被保険者（新規取得・氏名変更）
---------------	------------------------

健康保険の利用開始タイミング 健康保険法により、「入社者の健保資格取得情報」を事業主（グループ会社）から健保組合、健保組合から国へ報告が完了して以降となります。



【資格取得（グループ会社から日生健保への連携方法が「電子申請」の場合）】

◆マイナ保険証（マイナポータル反映日）（※1）

処理月	健保受付日まで （※2）	反映日	処理月	健保受付日まで （※2）	反映日	処理月	健保受付日まで （※2）	反映日
4月	-	-	8月	-	-	12月	12/9	12/11
	-	-		-	-		12/16	12/18
	-	-		-	-		12/20	12/24
	-	-		-	-			
5月	-	-	9月	-	-	1月	1/7	1/9
	-	-		-	-		1/16	1/18
	-	-		-	-		1/22	1/24
	-	-		-	-		1/29	1/31
6月	-	-	10月	-	-	2月	2/7	2/11
	-	-		-	-		2/17	2/19
	-	-		-	-		2/21	2/26
	-	-		-	-			
7月	-	-	11月	-	-	3月	3/3	3/5
	-	-		-	-		3/7	3/11
	-	-		-	-		3/14	3/18
	-	-		11月25日以降	12/11		3/24	3/26

（※1） マイナ保険証未保有の場合の資格確認書は、職権交付による自動発行となります。

（※2） 受付日は電子申請をおこなった翌営業日となります。

電子申請のグループ会社：ニッセイリアルティマネジメント・はなさく生命保険・ライフプラザパートナーズ・大樹生命保険・大樹生命テクノロジー・大星ビルシステムズ・星光ビル管理
ニッセイニュークリエーション・ライフケアパートナーズ・ニッセイ信用保証大阪総務部・ニッセイ・リース東京支店・企業年金ビジネスサービス大阪事業所

【資格取得（グループ会社から日生健保への連携方法が「紙申請」の場合）】・【氏名変更】

◆マイナ保険証（マイナポータル反映日）・「資格確認書」発送日（本人申請による発行）（※2）

処理月	健保処理完了日(※1)	マイナポータル反映日	資格確認書発送日	処理月	健保処理完了日(※1)	マイナポータル反映日	資格確認書発送日	処理月	健保処理完了日(※1)	マイナポータル反映日	資格確認書発送日
4月	-	-	-	8月	-	-	-	12月	12/3	12/11	12/18
	-	-	-		-	-	-		12/10	12/18	12/25
	-	-	-		-	-	-		12/16	12/24	1/7
	-	-	-		-	-	-		12/25	1/9	1/17
5月	-	-	-	9月	-	-	-	1月	1/9	1/18	1/27
	-	-	-		-	-	-		1/16	1/24	1/31
	-	-	-		-	-	-		1/23	1/31	2/7
	-	-	-		-	-	-		/	/	/
6月	-	-	-	10月	-	-	-	2月	2/3	2/11	2/19
	-	-	-		-	-	-		2/10	2/19	2/27
	-	-	-		-	-	-		2/17	2/26	3/5
	-	-	-		-	-	-		2/25	3/5	3/12
7月	-	-	-	11月	-	-	-	3月	3/3	3/11	3/18
	-	-	-		-	-	-		3/10	3/18	3/26
	-	-	-		-	-	-		3/17	3/26	4/2
	-	-	-		11/22以降完了日は12/3完了日と同日				3/25	4/2	4/9

（※1）健保処理完了日＝健保組合にて不備なく受付した日から約10日後が目安（点検・入力・国への報告のため約10日程度要します）

紙申請のグループ会社：ほけんの110番・ライフサロン・LHL・三友サービス・三生ビル管理・堂島アバンザ管理・ニッセイ情報テクノロジー・ニッセイ保険エージェンシー・ニッセイ基礎研究所・大星ビル管理・星和ビジネスリンク・日本生命済生会・ニッセイアセットマネジメント・ニッセイ文化振興財団・ニッセイ商事・大星ビルメンテナンス・ニッセイキャピタル・東京オペラシティビル・新宿NSビル・ニッセイ・ビジネス・サービス・大宮ソニックシティ

◆「資格確認書」発送日（職権交付による自動発行）（※3）

健保処理完了日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本店発送日	-	-	-	-	-	-

健保処理完了日	10月	11月	~12/16	12/17~1/23	1/24~2/17	2/18~3/17
本店発送日	-	-	1/27	2/17	3/14	4/16

（※2） 資格確認書（本人申請による発行）とは、次に該当する者に発行する。

- ・マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- ・マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合 等

（※3） 資格確認書（職権交付による自動発行）とは、次に該当する者に発行する。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者